

番号	御意見（概略）	回答												
1	<p>【1】アセタミプリド残留基準全般に関する意見</p> <p>【意見 1-1】</p> <p>貴省は、メーカーの農薬登録申請を受けた農水省からの依頼により、食品衛生法に基づき、登録保留基準のひとつである残留基準を設定して、リスク管理を行っているが、出来るだけ農薬を摂取したくないとする国民の安心・安全を求める意見も受け容れるべきであり、農薬としての薬効があるからといって、いままでより農薬の摂取量が多くなるような残留基準の設定に慎重であるべきである。</p> <p>【意見 1-2】</p> <p>貴省が提示した改定案では、アセタミプリドを成分とする国内 12 製剤の適用事例が挙げられているが、農薬メーカーの登録変更申請による適用作物拡大や使用方法等の前回からの変更は、以下のようで、これらの登録変更申請に伴う残留試験成績の中には、現行残留基準を超えるケースもある。</p> <p>このような場合、貴省は、農薬取締法による登録変更を認めないよう、農水省に進言すべきであるが、残留基準を緩和することで、対処しているのは、本末転倒である。</p> <p>(a) 20%アセタミプリド水溶剤</p> <table border="1" data-bbox="252 1440 874 1832"> <thead> <tr> <th>適用追加された作物名</th> <th>適用病虫害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麦類/ダイズ/豆類/カンシヨ/クレソン/非結球メキャベツ/ナタネ</td> <td>アブラムシ類</td> </tr> <tr> <td>ニンジン/アシタバ/マクワウリ</td> <td>アブラムシ類、キアゲハ</td> </tr> <tr> <td>サルナシ</td> <td>クワシロカイガラムシ</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="252 1877 874 2022"> <thead> <tr> <th>使用時期が変更された作物名</th> <th>適用病虫害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シュンギク</td> <td>アブラムシ類</td> </tr> </tbody> </table>	適用追加された作物名	適用病虫害	麦類/ダイズ/豆類/カンシヨ/クレソン/非結球メキャベツ/ナタネ	アブラムシ類	ニンジン/アシタバ/マクワウリ	アブラムシ類、キアゲハ	サルナシ	クワシロカイガラムシ	使用時期が変更された作物名	適用病虫害	シュンギク	アブラムシ類	<p>【回答 1】</p> <p>今回のアセタミプリドの残留基準の改正については、農薬取締法に基づく適用拡大申請及びはちみつへの基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、基準値の設定を行ったものです。</p> <p>基準の設定に際しては、一般（1 歳以上）及び幼小児等の食生活等を考慮した上で、当該農薬の長期摂取量及び短期摂取量を推定し、その推定量が ADI 及び ARfD の範囲内に収まることを確認するなど、科学的な知見に基づいて食の安全性の確保を図っています。</p> <p>ARfD を考慮した残留基準の設定については平成 26 年 12 月より開始したところですが、短期摂取量の推定方法については、国際的なリスク評価機関である JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）の推定方法に準じて行うこととしています。</p> <p>詳細につきましては、平成 26 年 11 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会の資料「急性参照用量を考慮した残留基準の設定について」をご覧ください。</p> <p>また、これは実際よりも過大な推定量となるスクリーニング的なものです。このため、短期推定摂取量（ESTI）の算定については、まずは簡便であることから基準値を用いますが、ARfD を超過する場合には、基準値より残留実態に即した最高残留濃度（HR）を用いて ESTI の精密化を図っています。これは、長期摂取量推定における TMDI（理論的最大一日摂取量）方式及び EDI（推定一日摂取量）方式と同様の考え方です。</p> <p>発達神経毒性の評価に関しては、食品安全委員会による食品健康影響評価書に記載がなされており、幼小児や妊婦などによる感受性</p>
適用追加された作物名	適用病虫害													
麦類/ダイズ/豆類/カンシヨ/クレソン/非結球メキャベツ/ナタネ	アブラムシ類													
ニンジン/アシタバ/マクワウリ	アブラムシ類、キアゲハ													
サルナシ	クワシロカイガラムシ													
使用時期が変更された作物名	適用病虫害													
シュンギク	アブラムシ類													

レタス	アブラムシ類、ナモグリバエ
オウトウ	カメムシ類、オウトウショウジョウバエ

(b) 18%アセタミプリド液剤

適用追加された作物名	適用病害虫
麦類／インゲンマメ／豆類／カンショ／クレソン／非結球メキャベツ／ナタネ	アブラムシ類
小豆	メイガ、アブラムシ

(c) 20%アセタミプリド顆粒水溶剤

適用追加された作物名	適用病害虫
麦類／豆類／カンショ／クレソン／ナタネ	アブラムシ
大豆	フタスジヒメハムシ、アブラムシ
ニンジン/アシタバ/マクワウリ	アブラムシ類、キアゲハ
サルナシ	クワシロカイガラムシ

使用時期が変更された作物名	適用病害虫
レタス	アブラムシ類 ナモグリバエ
オウトウ	カメムシ類 オウトウショウジョウバエ

[理由]

今回、基準緩和が提案された食品は、表1に示す30品目で、そのうち、いままで基準が設定されておらず一律基準=0.01ppmが適用されていたものが、16品目ある(表中\*印)。

の違いも考慮して適切にADIやARFDが評価されているものと解しています。なお、当該評価において、2013年に公表されたEFSAの専門家パネルの見解も参照されています。

<http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20140702188>

農薬の使用削減や環境への影響については、農林水産省又は環境省にお問合せ下さい。

表1 基準が緩和される作物の残留基準案(単位 ppm)

作物名	現行基準	改定案
コムギ	0.01*	0.3
オオムギ	0.01*	3
ライムギ	0.01*	3
その他の穀類	0.01*	3
ダイズ	0.01*	0.3
ラッカセイ	0.01*	0.2
エンドウ	0.04	2
ソラマメ	0.04	2
その他の豆類	0.01*	2
カンショ	0.01*	0.2
クレソン	0.01*	3
シュンギク	5	10
レタス	5	10
ネギ	4.5	5
その他のユリ科	0.2	5
ニンジン	0.01*	0.2
その他のセリ科	0.01*	10
マクワウリ	0.01*	0.2
シイタケ	0.01*	0.2
その他のキノコ	0.01*	0.2
ビワ	0.1	2
オウトウ	2	5
ラズベリー	1.6	2
ブラックベリー	1.6	2
クランベリー	0.6	2
ハックルベリー	1.6	2
その他の果実	1	5
綿実	0.6	0.7
ナタネ	0.01*	0.1
ハチミツ	0.01*	0.2

【意見1-3】

TMDIとADIについて

上記のような残留基準改定で、国民が摂取することになるアセタミプリドのTMDIは、表2のようで、

2009年案よりも増加し、ADI=0.071mg/kg体重/日に対する比率も増えている。なかでも、心身発達途上にある幼小児は大人より高く、52.6%であることは問題である。

表2 TMDI とそのADI 比～2009年と2015年の比較  
(TMDIの単位：μg/kg体重/日)

	国民平均		幼小児 (1～6歳)	
	2009年	2015年	2009年	2015年
TMDI	816.0	1172.6	474.3	616.8
対ADI比 (%)	21.6	30.0	42.3	52.6

	妊婦		高齢者 (65歳以上)	
	2009年	2015年	2009年	2015年
TMDI	709.0	1101.4	889.8	1404.4
対ADI比 (%)	18.0	26.5	23.1	35.3

[理由]

1、貴省は、フードファクターを、2014年に見直したため、2009年と2015年のTMDIの数値をそのまま比較することは出来ないが、新フードファクターでは、①小麦の摂取量がほぼ半減、②テンサイの摂取量が約10倍増えた、③サトウキビの摂取量が約10倍増えた、④みかんの摂取量がほぼ半減し、妊婦の摂取量が激減した。特にみかんについては、当グループの質問に対し、貴省は『いままでの、秋の1日の摂取量から、四季の摂取量集計に変更したため』という理由を挙げたが、国民平均17.8g、高齢者26.2g、幼小児16.4gに対し、妊婦は0.6gと妊婦だけが極端に少ないことは疑問である。

【意見1-4】ESTIとARfDについて

(1-4-1)

貴省は、個別食品ごとのESTIと食品安全委員会

が設定したARfDとを比較し、ARfDを超えなければ、安全であると評価しているが、このリスク管理には、反対である。少なくとも、個々の食品についての残留基準は、ARfDの10%を超えないようにすべきである。

[理由]

- 1、農薬は、食品からだけでなく、大気、水などからも摂取する。また、複数の食品を食べるため、1作物からの摂取だけで評価することは不適切である。すくなくとも、1食品からの摂取は、ARfDの10分の1以下になるような残留基準にすべきである。
- 2、かりに、ARfDを現行の0.1mg/kg体重とした場合でも、作物別の一日最大摂食量をもとに算出したESTIの対ARfD比で20%以上の作物は、表3に示したように、一般で33品目、幼小児で23品目である。

表3 作物別のESTIの対ARfD比 ~ 一般人と幼小児の場合 (単位%)

作物名	一般	幼小児
ダイコンの葉	40	-
キャベツ	30	50
ケール	40	-
コマツナ	20	40
キョウナ	20	-
チンゲンサイ	40	-
その他のアブラナ科野菜		
タカナ	40	-
シュンギク	30	-
レタス類	60	100
非結球レタス類	40	★40
レタス	60	90
ネギ	20	30
セロリ	20	-
その他のセリ科野菜	20	-
トマト	20	50
ナス	10	30

キュウリ	10	30
スイカ	10	30
シロウリ	20	-
その他のウリ科野菜		
トウガン	30	-
ニガウリ	20	-
ホウレンソウ	10	30
その他の野菜		
モヤシ	10	20
ズイキ	50	-
レンコン	30	50
ナツミカンの果実全体	20	-
オレンジ	20	50
オレンジ果汁	20	40
グレープフルーツ	30	-
その他のカンキツ類		
キンカン	30	-
ポンカン	20	-
リンゴ	30	60
リンゴ果汁	20	70
日本ナシ	30	60
西洋ナシ	30	-
モモ	30	80
スモモ	20	-
イチゴ	10	30
ブドウ	70	★90
カキ	10	20
その他の果物		
イチジク	40	-
茶	20	30

★：残留試験で得た最大残留値を考慮して、短期摂取量の精密化を図った

(1-4-2)

貴省は、ESTIの対ARfD比が100%を超えた場合には、「精密化」と称して、基準より低い作物残留試験で得られた実測値を残留量として、ESTIを計算

しなおし、見かけ上、100%以下にするという姑息な計算で、安全性の根拠にしているが、このような手法はとるべきでない。ARfDを超えるような残留基準を設定しなければよい。

アセタミプリドの場合、特に、幼小児のレタス類で100%、レタスとブドウで90%、モモで80%が懸念される。さらに、★印をつけたブドウと非結球レタスは問題である。ブドウの90%は、アセタミプリドの残留基準5ppmをベースにしたものではなく、残留基準で計算するとESTIの対ARfD比は150%となるため、作物残留試験で得られた最大残留値2.67ppmが採用され、100%以下に抑えている。

非結球レタスでも同様で、残留基準10ppmとして計算すれば、ESTIの対ARfD比は150%となるため、残留量を試験で得られた最大残留値2.67ppmであったと仮定して、40%に下げた。これらは、残留基準そのものを下げて対処すれば済むことである。

個別作物のESTIがARfDの100%を超えないことを安全の目安とするというならば、それを超えた場合は、当該製剤を使用してはならないということで、問題は解決するのに、表の注に『精密化を図った』と書き込み、残留量に低い数値をとり、みかけ上安全だと国民をだますような厚労省の手法は許せない。

#### 【意見1-5】

EFS A(欧州食品安全機関)は、2013年に、アセタミプリドについて、発達神経毒性試験内容を精査したところ、EUの試験方法にくらべて、学習や記憶の試験評価が十分でないとして、無毒性量を2.5mg/kg体重/日とし、それまでのADI0.07mg/kg体重/日を0.025mg/kg体重/日に、ARfD0.1mg/kg体重を0.025mg/kg体重とするよう提案した。

これを踏まえ、私たちは、アセタミプリドがコリン作動性の神経毒物で、ニコチン様受容体に作用し、喫煙研究で判明しているニコチンと同様な人への毒性が予想されるため、食品安全委員会にリスク評価値の見直しを求めたが、受け容れられていない。

予防原則の立場にたてば、アセタミプリドはできる

限りその使用を減らし、環境への暴露や人の摂取を減らすべきである。残留基準が高すぎることは、消費者・国民の安心・安全につながらないだけでなく、使用拡大による環境への影響も増大するので、リスク評価の再考を願いたい。

[理由]

アセタミプリドのラット発達神経毒性試験を、日本曹達がまとめた農薬抄録とUS-EPAの審査官の報告資料を参考に、その実施内容をまとめると以下のようである。

実験動物はラットで、母体には妊娠6日から哺育21日まで、アセタミプリドが下表のように投与され、生まれた仔の発達神経毒性は、OECDのガイドラインに準拠した神経および行動全般の異常を検出するための観察(身体発育分化、初期行動発達、自発運動量、運動および感覚機能、学習および記憶を含む)、ならびに出生後の成長期と成熟後における脳重量・形態測定および神経病理学的検査が、生後72日目までに行われている。

出生後何日齢でどのような試験を実施するかの指針があり、感覚機能検査の一つである、前述の聴覚驚愕試験は、20日齢と60日齢で行われた。

ここでは、その他の試験や検査のうち、学習・記憶試験について、紹介するが、はたして、このような動物試験で、社会性を含めた、人における複雑で高度な脳神経系への影響を評価できるのかという、根本的疑問が残る。

表 WIL社のラットにによる発達神経毒性試験の実施条件

試験群	対照群	1	2	3
農薬投与量 mg/kg/日	0	2.5	10	45
妊娠ラット 数	23	23	23	25(うち1 匹出産中死亡)

出生仔数	348	353	357	371
死亡仔数	3	2	2	26

学習・記憶試験として、仔(各群とも雌雄各10匹)が22日齢と62日齢の時に、水迷路脱出試験(迷路を泳いで、水中に隠された脱出用プラットフォーム上に逃れる試技)が三段階にわけて実施された。

第1段階の検査1日目は直線水路での脱出時間が水泳能力として記録され、第2段階の検査2~3日目には、1日2回の迷路試技が最短1時間間隔で2日連続で、検査4~6日目には、経路を逆転させて同様の試技を行い、所要時間と脱出に失敗したエラー数が記録された。第3段階の検査7日目には、最初の経路で試技を行い、記憶力の評価にあてられた。

EPAの公開資料では、第一段階の水泳能力と第2、3段階の合計12の試技結果が、すべて、平均値とデータのバラツキを示す偏差で示されたが、日本の農薬抄録では、第2段階の10試技と第3段階の2試技の結果の平均値のみしか示されず、有意差なしと結論され、食品安全委員会もこれを追認している。

一方、EFSAは、アメリカの資料を精査し、バラツキが大きく信頼性に欠けるとして、メーカー結論に疑問を投げかけている。

このほか、11日齢、72日齢で、各群雌雄各10匹で剖検後、神経病理や脳重量測定・形態計測が実施されており、日本の農薬抄録では、アセタミプリド投与で異常がみられなかったとなっているが、EPAの審査官は、仔に対する20日齢と60日齢の雄の聴覚驚愕試験での最小毒性量は10、無毒性量は2.5各mg/kg/日とし、さらに、この試験の欠陥として、自発運動量と学習・記憶の評価を挙げており、EFSAの再評価報告で、「学習や記憶の試験評価が十分でないとし」とした結論と共通するものである。

参照(1) EFSAのPPR委員会は EFSA Journal 2013;11(12):3471 掲載の報告

「Scientific Opinion on the developmental

neurotoxicity potential of acetamiprid and imidacloprid]

[http://www.efsa.europa.eu/en/efsa\\_journal/doc/3471.pdf](http://www.efsa.europa.eu/en/efsa_journal/doc/3471.pdf)

参照(2) F A M I C : アセタミプリド農薬抄録のその4 (毒A-110頁)のラットの発達神経毒性試験

[http://www.acis.famic.go.jp/syouroku/acetamiprid/acetamiprid\\_04.pdf](http://www.acis.famic.go.jp/syouroku/acetamiprid/acetamiprid_04.pdf)

参照(3) U S - E P A : ラットの発達神経毒性研究

[http://www.epa.gov/opp00001/chem\\_search/cleared\\_reviews/csr\\_PC-099050\\_28-Feb-08\\_a.pdf](http://www.epa.gov/opp00001/chem_search/cleared_reviews/csr_PC-099050_28-Feb-08_a.pdf)

参照(4) O E C D : 国立医薬品食品衛生研究所にある発達神経毒性試験ガイドライン

<http://www.nihs.go.jp/hse/chem-info/oecd/tgj/tg426j.pdf>

【意見1-6】

2009年のアセタミプリドの残留基準は、それ以前に比べ、基準が削除されたり、厳しくなった食品もあったが、強化内容は充分ではなかった。今回の残留基準案では、農作物への適用が拡大などにより、前回より基準緩和された。アセタミプリドの環境汚染や人体汚染が拡大することないよう、農薬使用についての歯止めをかけるべきである。

[理由]

1、埼玉県や大阪府の水系分析結果で、アセタミプリドが検出されている。

参照(1) 埼玉県環境科学国際センター：第23回環境化学討論会(2014)

大塚他「埼玉県における河川水中のネオニコチノイド系殺虫剤の存在実態」

参照(2) 大阪府立公衆衛生研究所 2012年農薬類調査

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4823/00016102/H24biryouyuukityousa.pdf>

2、ヒトの尿には、アセタミプリドの代謝物である 6-CNA やデスメチルアセタミプリドが検出されている。

参照(3) 第 23 回環境化学討論会 (2014)

Marfo 他「LC/MS/MS を用いたヒトの尿中のネオニコチノイド類の定量分析」

参照(4) 第 41 回日本毒性学会学術年会 (2014)

上山他「日本人における尿中ネオニコチノイド系殺虫剤とその代謝物の濃度分布」

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/toxpt/41.1/0/41.1\\_P-164/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/toxpt/41.1/0/41.1_P-164/_pdf)

## 【2】個々の食品の残留基準についての意見

【意見 2-1】 下記の作物の残留基準の見直しを求める。

(1) コムギ 0.3ppm

[理由]

- 1、残留試験 2 事例で、散布 7 日後の最大残留値が 0.1ppm である。
- 2、現行一律基準を 30 倍も緩和する必要はない。

(2) ダイズ 0.3ppm

[理由]

- 1、残留試験 8 事例で、散布 14 日後の最大残留値が 0.11ppm である。
- 2、現行一律基準を 30 倍も緩和する必要はない。

(3) ラッカセイ 0.2ppm

[理由]

- 1、アメリカでの残留試験 2 事例で、散布 14 日後の最大残留値が <0.05ppm である。
- 2、現行一律基準を 20 倍も緩和する必要はない。

(4) カンショ 0.2ppm

[理由]

- 1、残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値が <0.05ppm である。
- 2、現行一律基準を 20 倍も緩和する必要はない。

## 【回答 2】

基準値の設定につきましては、国民の健康保護を図るとともに、適切な使用方法に基づく残留量の実態を考慮する必要があると考えています。

国民の健康保護の観点からは、基準設定に際し、一般（1 歳以上）及び幼児等の食生活等を考慮した上で、長期摂取量及び短期摂取量を推定し、その推定量が ADI 及び ARfD の範囲内に収まることなどを確認しています。

また、農作物への農薬の残留量は、品種、気候、栽培条件のような要因により変動することが知られていることから、作物残留試験の実測値（最大残留量：最大使用条件下の作物残留試験結果）の変動のほか、分析の不確かさなども考慮して、ある程度の許容幅（アローアンス）において基準値を設定しています。

基準値設定の考え方の詳細につきましては、平成 22 年 1 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会の報告・確認事項「食品中の農薬の残

<p>(5)ニンジン 0.2ppm [理由] 1、残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値が&lt;0.05ppmである。 2、現行一律基準を20倍も緩和する必要はない。</p> <p>(6)マクワウリ 0.2ppm [理由] 1、残留試験2事例で、散布1日後の果皮最大残留値は0.18ppmであるが、果肉の最大残留値は0.05ppmである。 2、現行一律基準を20倍も緩和する必要はない。</p> <p>(7)シイタケ 0.2ppm [理由] 1、残留データが明らかでない国際基準が援用されている。 2、現行一律基準を20倍も緩和する必要はない。</p> <p>(8)その他キノコ 0.2ppm [理由] 1、具体的な残留データが明らかでない国際基準が援用されている。 2、現行一律基準を20倍も緩和する必要はない。</p> <p>(9)綿実 0.7ppm [理由] 1、アメリカでの残留試験14事例で、散布28日後の最大残留値が0.5ppmである。 2、現行基準0.6ppmを国際基準を援用して緩和する必要はない。</p> <p>(10)ナタネ 0.1ppm [理由] 1、残留試験2事例で、最大残留値が0.02ppmである。 2、現行一律基準を10倍も緩和する必要はない。</p>	<p>留基準値の設定について」を御覧ください。</p> <p>はちみつ<span>の</span>残留基準については、農林水産省より設定依頼があったことから、基準値を設定することとしました。</p> <p>はちみつ中の残留農薬<span>以外に</span>、河川等を介して魚介類<span>に</span>残留する農薬や、過去<span>に</span>使用され土壌残留により食品<span>に移行・</span>残留する塩素系農薬等、非意図的に食品<span>に</span>残留する農薬については、必要に応じて、安全性を確認した上で残留基準<span>が</span>設定されています。</p>
---	--

(11) スイカは現行と同じ 0.3ppm であるが、もっと低値にすべきである。

[理由]

1. 残留試験 6 事例で、最大残留値が 0.09ppm である。
2. ESTI の対 ARfD 比が幼小児で 30% と高い。

(12) カキは現行と同じ、1ppm であるが、もっと低値にすべきである。

[理由]

1. 残留試験 4 事例で、散布 7 日後の最大残留値が 0.40ppm である。
2. ESTI の対 ARfD 比が幼小児で 20% と高い。

【意見 2-2】

下記食品の残留基準を 2ppm 以上に設定することに反対である。

これらの中には、残留データが明らかでなかったり、残留試験が 2 事例しかない例もある。残留実態を明らかにして、もっと低値にするよう再考すべきである。

(1) オオムギ 3ppm

[理由]

1. 残留試験 2 事例で、散布 7 日後の最大残留値が 1.18ppm である。
2. 現行一律基準を 300 倍も緩和する必要はない。

(2) ライムギ 3ppm

[理由]

1. ライムギの残留データは明らかでなく、オオムギ(散布 7 日後の最大残留値が 1.18ppm)が参照されている。
2. 現行一律基準を 300 倍も緩和する必要はない。

(3) その他の穀類 3ppm

[理由]

1. 具体的な作物の残留データは明らかでなく、オオムギ(散布 7 日後の最大残留値が 1.18ppm)が参照されている。

2、現行一律基準を 300 倍も緩和する必要はない。

(4)小豆類 2ppm

[理由]

1、残留試験 4 事例で、最大残留値が 0.60ppm である。

(5)エンドウ 2ppm

[理由]

1、残留試験 6 事例で、散布 7 日後の最大残留値が 0.0304ppm である。

2、現行一律基準を緩和する必要はない。

(6)ソラマメ 2ppm

[理由]

1、残留試験 6 事例で、散布 7 日後の最大残留値が 0.178ppm である。

2、現行一律基準を緩和する必要はない。

(7)その他の豆類 2ppm

[理由]

1、アメリカでのライマ豆の残留試験 6 事例で、散布 7 日後の最大残留値が 0.178ppm である。

2、インゲン豆の残留試験 4 事例で、最大残留値が 0.16ppm である。

(8)ダイコン類（ラディッシュを含む）の葉 5ppm

[理由]

1、残留試験 4 事例で、散布 20 日後の最大残留値が 0.092ppm である。

2、間引き菜の残留試験 2 事例で、散布 20 日後の最大残留値が 0.49ppm である。

3、ツマミ菜の残留試験 2 事例で、散布 13 日後の最大残留値が 1.98ppm である。

4、ハツカダイコンの残留試験 2 事例で、散布 14 日後の最大残留値が < 0.05ppm である。

5、ESTI の対 ARfD 比が一般で 40% と高い。

(9) カブ類の葉 5ppm

[理由]

残留試験2事例で、散布21日後の最大残留値が1.57ppmである。

(10) クレソン 3ppm

[理由]

- 1、残留試験2事例で、散布3日後の最大残留値が1.23ppmである。
- 2、現行一律基準を300倍も緩和する必要はない。

(11) キャベツ 3ppm

[理由]

- 1、残留試験7事例で、散布7日後の最大残留値が1.23ppmである。
- 2、ESTIの対ARfD比が一般で30%、幼児で50%と高い。

(12) ケール 5ppm

[理由]

- 1、ケールの残留データは明らかでなく、チンゲンサイ(散布7日後の最大残留値が2.72ppm)が参照されている。
- 2、ESTIの対ARfD比が一般で40%と高い。

(13) コマツナ 5ppm

[理由]

- 1、残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値1.76ppmである。
- 2、ESTIの対ARfD比が一般20%で、幼児で40%と高い。

(14) キョウナ 5ppm

[理由]

- 1、ミズナの残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値が2.25ppmである。
- 2、ESTIの対ARfD比が一般で30%と高い。

(15) チンゲンサイ 5ppm

[理由]

- 1、残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値が2.72ppmである。
- 2、ESTIの対ARfD比が一般で40%と高い。

(16) ブロッコリー 5ppm

[理由]

残留試験6事例で、散布14日後の最大残留値が0.64ppmである。

(17) その他のアブラナ科野菜 5ppm

[理由]

- 1、具体的な作物の残留データは明らかでなく、チンゲンサイ(散布7日後の最大残留値が2.72ppm)が参照されている。
- 2、タカナのESTIの対ARfD比が一般で40%と高い。

(18) チコリ 3ppm

[理由]

チコリの残留データが明らかでなく、アメリカのレタス(最大残留値0.676ppm)、ハウレンソウ(最大残留値2.49ppm)が参照されている。

(19) エンダイブ 3ppm

[理由]

エンダイブの残留データが明らかでなく、アメリカのレタス(最大残留値0.676ppm)、ハウレンソウ(最大残留値2.49ppm)が参照されている。

(20) シュンギク 10ppm

[理由]

- 1、残留試験2事例で、散布3日後の最大残留値が4.80ppmである。
- 2、ESTIの対ARfD比が一般で30%と高い。

(21) レタス 10ppm

[理由]

1. レタスの残留試験 6 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 4.40ppm であるが、7 日後の最大残留値は 0.54ppm である。
2. リーフレタスの残留試験 6 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 1.68ppm、ロメインレタスの残留試験 2 事例で、最大残留値が 2.67ppm である。
3. アメリカの残留試験 16 事例で、散布 7 日後の外葉込みの最大残留値が 0.676ppm であるが、日本の公定分析と同様に外葉を除いた最大残留値は 0.274ppm であり、アメリカの サラダ菜の残留試験 2 事例で、散布 7 日後の最大残留値が 0.959ppm である。
4. TMD I へのレタスの寄与率は、妊婦で、10%を超えている。
5. レタス類の EST I の対 AR f D 比が一般で 60%、幼児で 100%、また、レタスの EST I の対 AR f D 比が一般で 60%、幼児で 90 と高い。
6. 非結球レタスの EST I の対 AR f D 比が一般で 40%、幼児で 40%と高い。後者では、残留基準なみの 10ppm とすれば、(1-4-2)で述べたように、約 150%となる。

(22) その他のキク科野菜 3ppm

[理由]

食用ギクの残留試験 2 事例で、散布 14 日後の最大残留値が 1.26ppm である。

(23) ネギ 5ppm

[理由]

1. 根深ねぎや葉ねぎの残留試験 8 事例で、散布 7 日後の最大残留値が 0.20ppm である。
2. EST I の対 AR f D 比が一般で 20%、幼児で 30%と高い。

(24) ニラ 5ppm

[理由]

残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 1.84ppm である。

(25) ワケギ 3ppm

[理由]

残留試験 2 事例で、散布 7 日後の最大残留値が 1.36ppm である。

(26) その他のユリ科野菜 5ppm

[理由]

食用ユリの残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値が < 0.05ppm であるが、残留データが明らかでない国際基準 5ppm が援用されている。

(27) パセリ 3ppm

[理由]

残留試験 2 事例で、散布 3 日後の最大残留値が 1.10ppm である。

(28) セロリ 3 ppm

[理由]

- 1、残留試験 6 事例で、散布 7 日後の最大残留値が 0.85ppm である。
- 2、アメリカのレタス(最大残留値 0.676ppm)、ハウレンソウ(最大残留値 2.49ppm)が参照されており、同国の基準 3ppm が援用されている。
- 3、ESTI の対 ARfD 比が一般で 20% と高い。

(29) ミツバ 5ppm

[理由]

残留試験 2 事例で、散布 7 日後の最大残留値が 1.82ppm である。

(30) その他のセリ科野菜 10ppm

[理由]

- 1、アシタバの残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 3.68ppm である。
- 2、ESTI の対 ARfD 比が一般で 20% と高い。

(31) トマト 2ppm

[理由]

- 1、残留試験 12 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.46ppm である。
- 2、ミニトマトの残留試験 6 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.63ppm である。
- 3、ESTI の対 ARfD 比が一般で 20%、幼児で 50% と高い。

(32) ナス 2 ppm

[理由]

- 1、残留試験 16 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.74ppm である。
- 2、ESTI の対 ARfD 比が、幼児で 30% と高い。

(33) その他のナス科野菜 2ppm

[理由]

- 1、シシトウの残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.79ppm である。
- 2、甘長トウガラシの残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.45ppm である。
- 3、韓国のトウガラシの残留試験 1 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 1.14ppm である。

(34) キュウリ 2 ppm

[理由]

- 1、残留試験 14 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.52ppm である。
- 2、ESTI の対 ARfD 比が、幼児で 30% と高い。

(35) シロウリ 2 ppm

- [理由]
- 1、残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.68ppm である。
  - 2、ESTI の対 ARfD 比が、一般で 20% と高い。

(36) その他のウリ科野菜 2ppm

[理由]

- 1、具体的な作物の残留データが明らかでないまま、基準が設定されている。

2、トウガンのEST Iの対AR f D比が一般で30%、ニガウリのEST Iの対AR f D比が一般で20%と高い。

(37) ホウレンソウ 3ppm

[理由]

- 1、残留試験4事例で、散布14日後の最大残留値が1.52ppmである。
- 2、アメリカの残留試験8事例で、散布7日後の最大残留値が2.49ppmである。
- 3、EST Iの対AR f D比が幼小児で30%と高い。

(38) 未成熟エンドウ 2ppm

[理由]

- 1、残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値が0.84ppmである。
- 2、アメリカのサヤエンドウの残留試験3事例で、散布8日後の最大残留値が0.272ppmである。

(39) 未成熟インゲン 3ppm

[理由]

残留試験4事例で、散布1日後の最大残留値が1.45ppmである。

(40) エダマメ 3 ppm

[理由]

残留試験6事例で、最大残留値が1.48ppmである。

(41) その他の野菜 5ppm

[理由]

- 1、ツルナの残留試験2事例で、散布14日後の最大残留値が2.8ppmである。
- 2、フダンソウの残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値が1.94ppmである。
- 3、モロヘイヤの残留試験2事例で、散布21日後の最大残留値が1.02ppmである。
- 4、タラの芽の残留試験2事例で、散布45日後の最大残留値が0.03ppmである。

5、ヤングコーンの残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値が<0.05ppmである。

6、食用ナデシコの残留試験2事例で、散布14日後の最大残留値が0.68ppmである。

7、モヤシのEST Iの対AR f D比が幼児で20%、ズイキのEST Iの対AR f D比が一般で50%、レンコンのEST Iの対AR f D比が一般で30%、幼児で50%と高い。

(42) ナツミカンの果実全体 2 ppm

[理由]

1、残留試験3事例で、散布14日後の最大残留値が0.73ppmである。

2、EST Iの対AR f D比が一般で20%と高い。

(43) レモン 2ppm

[理由]

レモンの残留データは明らかでなく、ナツミカンの果実全体(最大残留値が0.73ppm)が参照されている。

(44) オレンジ 2ppm

[理由]

1、オレンジの残留データは明らかでなく、ナツミカンの果実全体(最大残留値が0.73ppm)が参照されている。

2、EST Iの対AR f D比が一般で20%、幼児で50%と高い。果汁のEST Iの対AR f D比も一般で20%、幼児で40%と高い。

(45) グレープフルーツ 2 ppm

[理由]

1、グレープフルーツの残留データは明らかでなく、ナツミカンの果実全体(最大残留値が0.73ppm)が参照されている。

2、EST Iの対AR f D比が一般で30%と高い。

(46) ライム 2 ppm

[理由]

ライムの残留データは明らかでなく、ナツミカンの果実全体(最大残留値が0.73ppm)が参照されている。

(47) その他のカンキツ類果実 2ppm

[理由]

- 1、カボスの残留試験3例で、散布14日後の最大残留値が0.88ppmである。
- 2、スタチの残留試験1例で、散布14日後の最大残留値が<0.05ppmである。
- 3、キンカンのEST Iの対AR f D比が一般30%、ポンカンのEST Iの対AR f D比が一般で20%と高い。

(48) リンゴ 2 ppm

[理由]

- 1、残留試験8事例で、散布1日後の最大残留値が0.80ppmである。
- 2、アメリカの残留試験17事例で、散布7日後の最大残留値が0.59ppmである。
- 3、TMD Iへのリンゴの寄与率は、幼児で10%を超えている。
- 4、EST Iの対AR f D比が一般で30%、幼児で60%、果汁のEST Iの対AR f D比が一般で20%、幼児で70%と高い。

(49) 日本ナシ 2ppm

[理由]

- 1、残留試験8事例で、散布1日後の最大残留値が0.74ppmである。
- 2、EST Iの対AR f D比が一般で30%、幼児で60%と高い。

(50) 西洋ナシ 2ppm

[理由]

- 1、アメリカの残留試験9事例で、散布10日後の最大残留値が0.32ppmである。
- 2、EST Iの対AR f D比が一般で30%と高い。

(51) ビワ 2ppm

[理由]

残留試験 4 事例で、散布 1 日後の果肉の最大残留値が 0.63ppm である。

(52) モモ 2ppm

[理由]

- 1、残留試験 4 事例で、散布 1 日後の果肉の最大残留値が 0.69ppm である。
- 2、ESTI の対 ARfD 比が一般で 30%、幼小児で 80% と高い。

(53) アンズ 3ppm

[理由]

あんずの残留データは明らかでなく、うめ(最大残留値が 1.10ppm)が参照されている。

(54) スモモ (プルーンを含む) 3ppm

[理由]

- 1、残留試験 6 事例で、散布 7 日後の最大残留値が 1.23ppm である。
- 2、ESTI の対 ARfD 比が一般で 20% と高い。

(55) ウメ 3ppm

[理由]

残留試験 4 事例で、散布 7 日後の最大残留値が 1.10ppm である。

(56) オウトウ (チェリーを含む) 5ppm

[理由]

残留試験 12 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 3.62ppm である。

(57) イチゴ 3 ppm

[理由]

- 1、残留試験 9 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 1.38ppm である。
- 2、アメリカの残留試験事例で散布 1 日後の最大残留

値が1.38ppmである、  
3、ESTIの対ARfD比が幼小児で30%と高い。

(58) ラズベリー 2ppm

[理由]

アメリカの残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値が1.054ppmである。

(59) ブラックベリー 2ppm

[理由]

アメリカの残留試験6事例で、散布2日後の最大残留値が2.484ppmであるが、他の5事例では、0.302-0.564ppmである。

(60) ブルーベリー 2ppm

[理由]

1、残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値が1.0ppmである。  
2、アメリカの残留試験6事例で、散布1日後の最大残留値が0.616ppmである。

(61) その他のベリー類果実 2ppm

[理由]

残留データが明らかでない国際基準2ppmが援用されている。

(62) ブドウ 5ppm

[理由]

1、残留試験16事例で、散布14日後の最大残留値が2.88ppmである。  
2、ESTIの対ARfD比が一般70%で、幼小児で90%と高い。  
後者では、残留基準なみの5ppmとすれば、(1-4-2)で述べたように、約150%となる。

(63) その他の果実 5ppm

[理由]

1、サルナシの残留試験2事例で、散布7日後の最大

残留値が1.98ppmである。

2、アケビの残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値が0.17ppmである。

3、アセロラの残留試験4事例で、最大残留値が0.40ppmである。

4、イチジクの残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値が0.47ppmである。

イチジクのEST Iの対AR f D比が一般で40%と高い。

5、ゴレンシの残留試験3事例で、散布21日後の最大残留値が0.55ppmである。

6、カリンの残留試験2事例で、散布14日後の最大残留値が0.34ppmである。

(64) 茶 30 ppm

[理由]

1、残留試験6事例で、散布14日後の荒茶の最大残留値が21.4ppmで、浸出液の最大残留値は15.8ppmである。

2、TMD Iへの茶の寄与率は、一般、妊婦、高齢者の区分で、それぞれ、16.9%、10.1%、20.0%と高い。

3、EST Iの対AR f D比が一般で20%、幼児で30%と高い。

(65) その他のスパイス 5ppm

[理由]

1、ミカンの果皮の残留試験6事例で、散布14日後の最大残留値が2.76ppmである。

2、サンショウの実の残留試験4事例で、散布7日後の最大残留値が2.3ppmである。

(66) その他のハーブ 5ppm

[理由]

1、チンゲンサイ(最大残留値が2.72ppm)が参照されている。

2、ザーサイの残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値が<0.05ppmである。

3、バジルの残留試験2事例で、散布21日後の最大残

留値が1.9ppmである。

4、マジヨラムの残留試験2事例で、散布14日後の最大残留値が2.8ppmである。

5、ミョウガの残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値が0.03ppmである。

6、オレガノの残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値が2.1ppmである。

7、アサツキの残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値が0.56ppmである。

8、セージの残留試験2事例で、散布21日後の最大残留値が0.9ppmである。

9、タイムの残留試験2事例で、散布21日後の最大残留値が2.4ppmである。

10、タラゴンの残留試験2事例で、散布14日後の最大残留値が2.06ppmである。

11、チャービルの残留試験2事例で、散布21日後の最大残留値が1.6ppmである。

12、サンショウ葉の残留試験2事例で、散布45日後の最大残留値が1.2ppmである。

13 シソ葉の残留試験2事例で、散布14日後の最大残留値が0.65ppmである。

14、レモンパームの残留試験2事例で、散布14日後の最大残留値が2.4ppmである。

15、ディルの残留試験2事例で、散布21日後の最大残留値が0.46ppmである。

16、ハッカの残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値が2.4ppm

#### 【意見2-3】

ハチミツの残留基準を0.2ppmとすることに反対である。残留基準を設定する必要はない。

#### [理由]

1、608検体の残留調査結果では、512検体が定量検出限界の0.01ppm未満、96検体が定量検出限以上で、最大残留値は0.19ppmである。

2、アセタミプリドは、養蜂用の薬剤としてミツバチに使用されることはなく、ミツバチの活動範囲で、当該農薬を使用しなければ、ハチミツに混入することが

	<p>ないため、一律基準が適用されている。にも拘わらず。農水省とハチミツ業者、養蜂者は、一律基準では、販売できなくなるケースが増えることを心配して、ハチミツの残留基準を緩和していこうとしているが、この考えは、出来るだけ、農薬を摂取しないことを望む消費者の意向を無視したものである。</p> <p>3、いままでも農薬による地球汚染(大気や土、水系汚染)の結果、畜産物や水産物への農薬残留が避けられない状況が生まれてきた。ネオニコチノイド系の環境汚染や生態系の被害が進行している現状を肯定するかのように、アセタミプリドの使用を規制しないで、残留基準を緩和するのは、過去の教訓を生かしていない愚挙といえる。</p> <p>【意見 2-4】 全体的に残留基準が高すぎる、残留実態を明らかにし、もっと低値にすべきである。 [理由] 【意見 1-3】のTMDIとADIについての項を参照。</p> <p>以上</p>	
2	<p>アセタミプリドはネオニコチノイド系殺虫剤であり、次の3つの特徴を有しているために、ミツバチへの悪影響が懸念されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・害虫に対して少ない量で高い殺虫効果を示す「神経毒」であること。</li> <li>・効果が長期間にわたって続く「残効性」に優れていること。</li> <li>・そして、水に溶けやすく、殺虫成分が根や種子などから作物全体に移行する「浸透性」をもつこと。</li> </ul> <p>そして、ミツバチだけでなく、低濃度でも人間(特に子供)の脳や神経の発達に悪影響を及ぼす恐れがあるとの見解を、欧州連合(EU)の欧州食品安全機関(EFSA)がまとめ、予防的措置として、アセタミプリドについて1日に取ることができる許容摂取量(ADI)を3分の1に引き下げ厳しくすることなどを勧告</p>	<p>今回改正するアセタミプリドの残留基準については、食品衛生法に基づき、食品を通じた農薬による人への健康被害を防止する観点から設定するもので、ミツバチへの影響に関する御意見については、農林水産省にお問合せ下さい。その他の御意見につきましては、番号1の回答をご覧ください。</p>

	<p>しています。</p> <p>残念ながら、現在の日本の基準値自体が、国際基準の5倍から25倍などと非常に緩和された状況にあります。本来であれば、現行の基準値を国際基準以上に厳しくすべき状況であり、現行の基準を更に緩和すべきではありません。</p> <p>今生きている人間に大きな影響は無くても、子供達やこれから生まれて来る子供達には必ず影響が出て来るはずで、既に、ミツバチへの悪影響により、地球規模で生態系も壊れかけています。</p> <p>以上のような理由から、「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正（食品中の農薬（アセタミプリド）の残留基準設定）」に反対します。</p>	
3	<p>アセタミプリドはネオニコチノイド系殺虫剤であり、次の3つの特徴を有しているために、ミツバチへの悪影響が懸念されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・害虫に対して少ない量で高い殺虫効果を示す「神経毒」であること。</li> <li>・効果が長期間にわたって続く「残効性」に優れていること。</li> <li>・そして、水に溶けやすく、殺虫成分が根や種子などから作物全体に移行する「浸透性」をもつこと。</li> </ul> <p>そして、ミツバチだけでなく、低濃度でも人間（特に子供）の脳や神経の発達に悪影響を及ぼす恐れがあるとの見解を、欧州連合（EU）の欧州食品安全機関（EFSA）がまとめ、予防的措置として、アセタミプリドについて1日に取ることができる許容摂取量（ADI）を3分の1に引き下げ厳しくすることなどを勧告しています。</p> <p>残念ながら、現在の日本の基準値自体が、国際基準の5倍から25倍などと非常に緩和された状況にあります。本来であれば、現行の基準値を国際基準以上に厳しくすべき状況であり、現行の基準を更に緩和すべきではありません。</p>	<p>今回改正するアセタミプリドの残留基準については、食品衛生法に基づき、食品を通じた農薬による人への健康被害を防止する観点から設定するもので、ミツバチへの影響に関する御意見については、農林水産省にお問い合わせ下さい。</p> <p>その他の御意見につきましては、番号1の回答をご覧ください。</p>

	<p>今生きている人間に大きな影響は無くても、子供達やこれから生まれて来る子供達には必ず影響が出て来るはず。既に、ミツバチへの悪影響により、地球規模で生態系も壊れかけています。</p> <p>自分の子供だけでなく未来に、これ以上の悪影響を与える可能性をこれ以上大きくしたくありません。</p> <p>以上のような理由から、「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正（食品中の農薬（アセタミプリド）の残留基準設定）」に反対します。</p>	
4	<p>一切の薬剤が害悪であることが明らかになっている。諸外国とくらべてももっとも汚染されているのが我が日本である。迅速に禁止することだ。</p>	<p>御意見につきましては、今回の意見募集の対象ではありませんので参考とさせていただきます。</p>
5	<p>国際的なガイドラインに準拠していない。日本が添加物で世界でもっともゆるい。全面的な禁止をもとめる。なんのための食品添加物が明らかにして欲しい。</p>	<p>御意見につきましては、今回の意見募集の対象ではありませんので参考とさせていただきます。</p>
6	<p>今回の案ではアセタミプリドの使用の規制が緩和されています。</p> <p>ネオニコチノイド系農薬とミツバチの大量死との関係が証明されるなど、時代の流れ、消費者の要望は規制強化へ向かっています。</p> <p>ここで、規制を緩和するのではなく、海外の例以上の厳しい規制をしくことで、日本の農産物のブランド価値も上がるはず。安倍内閣のすすめる強い農業政策にも、規制強化の方があっていると思います。</p> <p>ネオニコチノイド系農薬の規制強化、そして最終的には使用禁止へと政策を転換することを望みます。</p>	<p>今回改正するアセタミプリドの残留基準については、食品衛生法に基づき、食品を通じた農薬による人への健康被害を防止する観点から設定するもので、ミツバチへの影響や農薬の使用規制に関する御意見については、農林水産省にお問い合わせ下さい。</p> <p>農薬の使用につきましては適切な措置を講ずるよう、農薬取締法を所管する農林水産省により関連機関に通知がなされており、農薬が必要な効果を発揮しつつ、人の健康や環境に悪影響を与えないよう、必要な対策がとられているものと解しております。</p>
7	<p>養蜂業を営む者です。アセタミプリドは養蜂家が用いる殺虫剤ではなく、はちみつへの残留はいわゆる「被爆残留」です。しかしながら他の農産物よりもはちみつの残留基準が厳しいのは何故でしょうか。1日摂取量も他の農産物よりはるかに少ない以上、ADI そのものに疑問を感じます。また、はちみつへの「被爆残留」はアセタミプリドだけではありません。他の殺虫剤に対するはちみつへの残留基準は順次策定されるのでしょうか。</p>	<p>御意見につきましては、番号1の回答2をご覧ください。</p>

<p>8</p>	<p>私は平成 27 年より新規で養蜂業の開始、蜂蜜の販売を考えております。</p> <p>昨今の食品事情を考えると、各食品に対する適正な基準値設定は必要と感じますが、設定に伴い個人でも安価でアセタミプリド等の残留基準が設定された農薬の検査を行っていただける、公的機関の設置や告知を行っていただけると新規参入者としてありがたいです。※個人で検査機関に依頼見積もりを行ったところ高額でした</p> <p>また将来的に、主な残留原因となる薬剤の含有量設定や使用規制等の根本的な解決を行わない限り、残留基準が設定される畜産物生産者への負担のみが大きく、畜産業の衰退に繋がるのではないかと危惧しております。</p>	<p>はちみつの残留基準の設定については番号 1 の回答 2 をご覧下さい。検査機関に関する御意見につきましては、今回の意見募集の対象ではありませんので参考とさせていただきます。</p>
<p>9</p>	<p>1. 摂取量評価に最高残留濃度を使用する事に反対です。</p> <p>幼少児の短期摂取量の評価において、非結球レタスとブドウの評価には、最高残留濃度が使用されています。この評価を行う場合、4 回以上の試験結果がある場合には最高残留濃度を使用しても良い事になっている事は存じておりますが、それでは安全が担保されているとは言えません。もし、最高残留濃度より高く、残留基準値よりは低い濃度の農薬が残留している食品が存在した場合、回収される事は無いと理解しております。その場合、多く食べる人は、ARFD を超えるにも関わらず、この様な残留基準値が認められる合理的な根拠は無いと思います。最高残留濃度を超える可能性が無いのであれば、それ以上に高い残留基準値を設定する必要も無いはずですので、ARFD を超える事の無い残留基準値を設定して下さい。</p> <p>今回の評価に使用している食品の平均摂取量、最大摂取量について、明示は無いように思いますので、情報源を明示していただきますようお願いいたします。ただし、最大摂取量としては、2014 年 11 月に、薬事・食品衛生審議会 食品衛生部会 農薬・動物用医薬品部会に提出された一覧表のよりも多めの数値を採用しているように見受けられます。国際的にも 97.5%ile で評</p>	<p>【回答 1】</p> <p>短期推定摂取量 (ESTI) の算定については、先ずは簡便であることから基準値を用いますが、ARFD を超過する場合には、基準値より残留実態に即した最高残留濃度 (HR) を用いて ESTI の精密化を図っています。これは、長期摂取量推定における TMDI (理論的最大一日摂取量) 方式及び EDI (推定一日摂取量) 方式と同様の考え方です。</p> <p>なお、国際的なリスク評価機関である JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) においても、短期摂取量の推定に最高残留濃度が用いられており、JMPR では、この推定方法がかなり保守的で安全側に立ったものであるとしています。</p> <p>【回答 2】</p> <p>ESTI の算定については、平成 26 年 11 月 27 日に農薬・動物用医薬品部会において示したデータをを用いています。</p> <p>詳細につきましては、当該部会の資料「急性参照用量を考慮した残留基準の設定について」をご覧ください。</p>

	<p>価していますが、40人に1人は、実際にそれ以上摂取しているような値を最大摂取量とする事には反対です。今回は、より安全側に立った数値を採用しているようで、その事は歓迎すべき事ですが、今回用いられた数値が妥当なものであるか判断する為にも、情報源の明示をお願いいたします。</p>	
10	<p>ネオニコチノイド系農薬は、ヒトの脳への影響、特に子どもの脳の発達への影響が指摘されている。こうした化学合成農薬（殺虫剤）は、将来的にはすべて使用不可とすべきであるが、広範囲に使用されている現状を踏まえるとするなら、現時点では残留基準を厳しくすべきである。今回、アセタミプリドで後述のような基準緩和がみられるが、これらの基準緩和は受け入れられない。改定に反対する。</p> <p>化学合成農薬（殺虫剤）を一切使わない農業（農法）、すなわち有機農業は絵空事ではなく、日本における有機農業の歴史はすでに40年以上の経験と科学的知見を有し（日本有機農業研究会設立は1971年）、すでにそうした合成化学農薬（殺虫剤）を一切使わない農法は確立している。2006年に制定された有機農業推進法では、政府は社会的な環境整備を含めた総合的な政策により有機農業を推進する責務を有しているはずである。今回の基準緩和は、こうした法律の理念にそむく行為であり、その点からみても認められない。</p> <p>今回の基準緩和では、蜂蜜の残留基準0.2ppmが追加されているが、これは、現行基準0.01の20倍、EU基準0.05ppmの4倍の数値である。子どもも大人も食べる蜂蜜の基準緩和に反対である。</p> <p>◎残留基準が緩和された作物 これらの改定に反対する。</p> <p>小麦 0.01 → 0.3 (以下、ppm)      大麦 0.01 → 3      ライ麦 0.01 → 3      その他の穀類 0.01 → 3      大豆 0.01 → 0.3      らっかせい 0.01 → 0.2      その他の豆類 0.01 → 2</p>	<p>残留基準の設定については、番号1の回答をご覧ください。</p> <p>また、有機農業の推進については、農林水産省にお問合せ下さい。</p>

	<p>かんしょ 0.01 → 0.2  クレソン 0.01 → 3  しゅんぎく 5 → 10  レタス 5 → 10  ねぎ 4.5 → 5  その他ゆり科 0.2 → 5  まくわうり 0.01 → 0.2  しいたけ 0.01 → 0.2  その他きのこ類 0.01 → 0.2  ラズベリー 1.6 → 2  ブラックベリー 1.6 → 2  クランベリー 0.6 → 2  ハックルベリー 1.6 → 2  その他果実 1 → 5  綿実 0.6 → 0.7  なたね 0.01 → 0.1  はちみつ 0.01 → 0.2</p> <p>以上</p>	
11	<p>ネオニコチノイド系農薬は、ヒトの脳への影響、特に胎児や幼児、子どもの脳の発達への影響が指摘されていることはご存知だと思います。こうした化学合成農薬（殺虫剤）は、将来的にはすべて使用不可とすべきですが、広範囲に使用されている現状を踏まえるとするなら、現時点では残留基準を徐々に厳しくするべきであって、緩和の方向に行くべきではありません。それなのに今回、アセタミプリドで基準緩和を提案していますが、一主婦として、一国民として、人々に害があるとわかっているものの使用基準の緩和は受け入れられません。</p> <p>改定に反対します。</p> <p>私たち消費者は、過去40年、農薬（化学合成農薬）を一切使わない有機農業者を見守り、育てて来ました。有機農業に切り替えるわずか数年は、収量の現象などが見られることもありますが、実際にはむしろ増収すらあります。科学的知見は確立しています。しかも、国としても2006年に有機農業推進法を制定し、有機農業の推進を図っています。それと相反する農薬の緩和</p>	<p>御意見につきましては、番号1及び10の回答をご覧ください。</p>

は、大きな矛盾です。政府には、国民健康と、社会的な環境整備を含めた総合的な政策を行う義務があります。それには、有機農業を推進するべきです。

今回の基準緩和は、こうした法律の理念にそむく行為でもあります。もう一度言います。上記故に、今回の規制緩和は認められません。

今回の基準緩和では、蜂蜜の残留基準 0.2ppm が追加されているのも解せません。これは、現行基準 0.01 の 20 倍、EU 基準 0.05ppm の 4 倍の数値です。子どもも大人も食べる蜂蜜の基準緩和に反対です。しかも、ネオニコチノイド系農薬は、昆虫たちを死滅させます。蜂も害を受けます。ミツバチ始め昆虫たちが死滅すれば、多くの農産物の収穫は望めなくなります。緩和するということは、その危険が増すということです。このことから緩和に反対します。

◎残留基準が緩和された作物

これらのすべての改定に反対します。

小麦 0.01 → 0.3 (以下、ppm)

大麦 0.01 → 3

ライ麦 0.01 → 3

その他の穀類 0.01 → 3

大豆 0.01 → 0.3

らっかせい 0.01 → 0.2

その他の豆類 0.01 → 2

かんしょ 0.01 → 0.2

クレソン 0.01 → 3

しゅんぎく 5 → 10

レタス 5 → 10

ねぎ 4.5 → 5

その他ゆり科 0.2 → 5

まくわうり 0.01 → 0.2

しいたけ 0.01 → 0.2

その他きのこ類 0.01 → 0.2

ラズベリー 1.6 → 2

ブラックベリー 1.6 → 2

クランベリー 0.6 → 2

	<p>ハックルベリー 1.6 → 2          その他果実 1 → 5          綿実 0.6 → 0.7          なたね 0.01 → 0.1          はちみつ 0.01 → 0.2</p>	
12	<p>ぶどうに残留基準いっぱいのアセタミプリドが5ppm残留していると、500gのぶどうを体重25kgの子が食べると0.1mg/kg摂ることになり、1日の許容摂取量0.071mg/kgを超え、急性参照用量0.1mg/kg/日に達してしまうという。もちろん、ぶどうだけではなく多様なアセタミプリド使用作物を摂取することや、特にアセタミプリドを使用した作物の加工品であるジュースやお茶を大量に摂取することでアセタミプリドに起因すると見られる中毒が引き起こされている現状からして、残留基準の緩和や保留はあってはならず、本来であれば即刻使用中止すべきである。実際の症例では、ブドウジュースをたくさん飲んで発症したり、イチゴ狩りの後に発症した、ペット茶をたくさん飲んでいるなどの傾向があり、それらをやめさせると回復するということである。また、有機リン系農薬と同時に摂取した場合に劇症となる傾向があるというが、消費者はこのようリスクを回避することが困難である。</p> <p>症状としては、胸痛、頭痛、眠気、不眠、うつ、便秘、筋肉痛、意識障害、物忘れ等ということで、農薬中毒であることが適切に診断されない場合、不必要な精神薬を投与されるなど被害を複雑化させるおそれも高い。</p> <p>アセタミプリド自体は圃場での半減期は1～2日とされているそうだが、その代謝物含めると80～120日であり、水中では半減期が349日と大変長く、東京都の調査では、水道水の原水での検出が多くなっているという。</p> <p>アセタミプリドは、人間に対しても既に危険性が高いことは認識されており、欧州食品安全機関は、黒田洋一郎氏らの論文をもとに、低濃度でも人間の脳や神経の発達に悪影響を及ぼす恐れがあるとの見解をまとめ、アセタミプリドについて1日に取ることができる許容摂取量を引き下げよう勧告したと伝えられたの</p>	<p>ARFDに対する短期暴露評価等については、番号1及び9の回答をご覧ください。</p> <p>なお、事故や事件性のあるものを除いて、食品中の残留農薬の摂取を原因とする中毒事例の報告はありません（平成15年～平成26年食中毒統計）。</p> <p>農薬の使用やミツバチへの影響については農林水産省にお問合せ下さい。</p>

	<p>は昨年のものである。また、ネオニコイノイド系農薬がミツバチに与える影響については、本年2月にもハーバード大学の実験でネオニコチノイド系農薬がミツバチの群れの消失の原因である可能性が高まったと伝えられたところであり、農水省の調査でも、ネオニコチノイド系農薬がミツバチに悪影響を及ぼしている可能性が明らかになっているという。</p> <p>ところが、今回の基準案ではぶどうの5ppmやお茶の30ppmは据え置かれ、一部更に基準を緩和した品目まであることは決して認めることはできない。また、新たに小麦などの穀類他、これまで設定されていなかったものに基準をつくるようだが、特に穀類は摂取量が多いため、基準の設定は格段に厳しくする必要があるが、それよりも、既に深刻な被害が生じていることを重く受け止め、アセタミプリドの使用中止に取り組むよう強く求める。</p>	
13	<p>ネオニコチノイド系の農薬はミツバチなどへの影響があると聞きます。規制を緩和しないで、環境を守って下さい。</p>	<p>今回改正するアセタミプリドの残留基準については、食品衛生法に基づき、食品を通じた農薬による人への健康被害を防止する観点から設定するもので、ミツバチへの影響については、農林水産省にお問合せ下さい。</p>
14	<p>ミツバチの大量死、子供の発達障害等農薬が原因ではないかと言われている。</p> <p>微量でも影響を受ける生き物がいる。科学的に説明できなくても西欧は予防原則から規制している農薬を日本ではなぜ緩和するのか全く理解に苦しむ。</p> <p>PM2.5、放射能とすぐに解決できない人間に影響のある有害物質が増えている中、今農薬基準を上げようという日本の姿勢が不思議でならない。</p> <p>コムギやオオムギ、ライムギ等毎日食べる主食（米アレルギーのため）が緩和されたら死活問題。</p> <p>オウトウも農薬で今でも食べる事ができないが、2→5とはどういうことか。その他果実も1→5は大変困る！</p> <p>レタスも生で食べるし大豆は毎日食べる食品だ。</p> <p>人間の健康を考えずハチにも残酷なネオニコチ農薬を、これ以上残留基準緩和するのはやめて下さい。</p> <p>家族全員農薬が原因の病に苦しんでいます。</p>	<p>発達神経毒性試験などの各種毒性試験の結果等に基づき、食品安全委員会において、食品健康影響評価が行われています。厚生労働省では、その評価結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会での審議を行った上で、残留基準を設定しています。</p> <p>農薬の基準設定については、番号1の回答をご覧ください。</p> <p>ミツバチへの影響に関する御意見については、農林水産省にお問い合わせ下さい。</p>

	<p>安全に住む場所もなくお金もなくなりました。 神経が病み生きる力も湧きません。 よろしくお願いします。</p>	
--	---	--